

公 告

鳴門病院労働組合から夏期一時金の要求に関して令和二年五月十九日以降、同組合員が従事する次の職場において争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により公告する。
令和二年五月十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

鳴門市撫養町黒崎字小谷三二一

地方独立行政法人徳島県鳴門病院構内及び全職場